

情報閲覧システムの貸借

一般競争入札

入札説明書

令和6年3月

福島県総務部政策調査課

情報閲覧システムの賃貸借に係る令和6年3月5日付け公告に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 借入物品の名称及び数量 | 情報閲覧システム 一式 |
| (2) 借入物品の仕様等 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 借入期間 | 令和6年6月1日から令和11年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 福島県庁本庁舎2階（福島県福島市杉妻町2番16号） |

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、4に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できるものであること。
- (5) 当該物品に係る保守を借入期間中円滑に行い得るものであること。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークまたは ISO/IEC27001 の付与を受けているものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記5(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。なお、令和6年3月14日（木）午後5時15分までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

- (1) 会社概要（任意様式）

※ 長3封筒を同封すること。封筒に84円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先
郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県総務部政策調査課
電話番号 024-521-7184
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和 6 年 3 月 2 1 日 (木) 午前 1 1 時
福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
福島県庁本庁舎 4 階 4 0 1 会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書(様式 3)を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載して、上記 5 (2)の場所で提出すること。郵便による入札は不可とする。
 - ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)
 - イ 【3月21日開札「情報閲覧システムの賃貸借」】
- (2) 代理人出席の場合は、委任状(様式 4)を上記 5 (2)の場所で提出すること。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印をすること。※
 - ウ 代理人として入札する場合の入札書は、入札者の住所、名称、代表者氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。※
 - エ 1 に示す宛先、2 (1)に示す名称、日付を記載すること。※押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(入札書に記載する金額の 100 分の 110 に相当する額)の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を令和 6 年 3 月 1 9 日(火)午後 5 時まで、上記 5 (1)の場所に提出すること。
- (4) 財務規則第 249 条第 1 項第 1 号又は第 2 号(別記 1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式 2)に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和 6 年 3 月 1 4 日(木)までに上記 5 (1)の場所に提出すること。

- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
- ア 入札参加資格確認通知書（入札者が本書を持参すること。）
- イ 委任状（代理人が出席する場合のみ。）
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度の入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式6）に必要事項を記載して提出すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式5）により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は令和6年3月7日（木）午後5時15分までとする。
- 質問書によるものは入札仕様書等に関する回答書（様式5-2）により回答するほか、福島県総務課ホームページに掲載する。なお、回答予定日は、令和6年3月11日（月）とする。
- <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（様式4）を持参しなければならない。※
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することができない。

※押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先のない入札を含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじ

を引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知をするので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項第2号又は第4号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 情報閲覧システムの賃貸借契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

情報閲覧システムの賃貸借契約書(案)及び財務規則による。

17 賃貸借料の支払等

- (1) 賃貸借料の支払い
賃貸人は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を賃借人へ請求するものとし、賃借人は、請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。
- (2) 月毎の賃貸借料の算出
賃貸借契約は機器等の賃借料の総額で契約するが、賃貸借料は、機器等の設置を完了した場合でも、上記2（3）の借入期間始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月ごとに計算するものとする。
- (3) 端数処理
月毎の賃貸借料は、賃貸借料の総額（税込み）を賃貸借期間中の月数で除した額とする。ただし、平均月額賃貸借料又はその取引に係る消費税及び地方消費税の額

に1円未満の端数が生じるときは、貸借料の総額（税込み）から消費税を除いた貸借料を貸借月数で除した額とそれにかかる消費税の額に1円未満の端数を生じない平均月額貸借料以下の近似値を各月の貸借料とする。また、その場合は、貸借料の総額（税込み）から調整月額貸借料に貸借月数を乗じた額を減じて得た額を貸借期間の最初の月の貸借料に加算するものとする。

18 当該委託契約に関する業務を担当する課

上記5(1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） その他別に定めるとき。

2

（略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、か

つ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。